

令和6年度第2回総務省契約監視会の議事概要

開催日及び場所	令和6年12月4日 総務省会議室及びリモート審議
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学 名誉教授 構成員 有 川 博 元日本大学総合科学研究所 客員教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト 構成員 尾 花 眞理子 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士

契約案件の審議

審議対象期間	令和6年1月1日～令和6年3月31日
抽出案件	2件（対象案件179件）
審議案件	2件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出案件1】一般競争入札（総合評価落札方式） (1) 契約件名：「異能vation」及び「ICTスタートアップリーグ」の国際的な周知及び成果の展開のための支援業務等の請負 (2) 契約相手方：株式会社角川アスキー総合研究所 (3) 契約金額：14,850,000円（落札率：100%） (4) 契約締結日：令和6年1月18日 (5) 競争参加者：1者	
意見・質問	回 答
（有川委員） 「異能vation」プログラムと「ICTスタートアップリーグ」プログラムとの関係を御説明頂きたい。	「異能vation」事業とは、破壊的イノベーションを生む社会の実現を目指し、奇想天外で野心的な技術課題に失敗をおそれずに挑戦する人を支援するプログラムであり、令和4年度まで実施した。令和5年度からは、このプログラムの成果を最大限に活用して発展させた後継事業として、「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」を立ち上げており、この事業と民間独自の支援活動の取組を含めた官民一体のプログラムが「ICTスタートアップリーグ」である。

(有川委員) 今回の契約は、「ICTスタートアップリーグ」の成果を海外で周知広報活動することを内容とする契約であるとの理解で宜しいか。	然り。
(有川委員) 国内外での周知広報活動の全体像を御説明頂きたい。	国内での周知活動は、総務省が主体となって活動を行っている。国外については、総務省単独では周知広報活動が難しいことから、事業者の協力を得て行っている。
(有川委員) この契約について、2月に開催される展示会での周知広報活動を想定しているにもかかわらず、契約開始が1月からでも十分に業務履行が可能であると考えていたか。	今回の契約内容のうち、一の展示会は例年開催されているものである。もう一つの展示会については、昨年夏頃に来春開催されることを確認し調整を進めていたが、他方「スタートアップリーグ」の内容が本格的に固まったのが秋であり、その活動内容の把握に時間が掛かったため、本件契約締結が遅れたものである。
(有川委員) 例年どおりの開催であれば、他の事業者も当然入札可能と考えていたか如何。	然り。
(有川委員) 展示会での周知広報について、二つに分けることは考慮如何。	二つの展示会での業務内容は非常に類似していることから、手続きの観点から一つの契約に纏められないかという意見があった。
(有川委員) 業務内容が類似しているのであれば、従来からの事業者が何故入札に参加しなかった理由如何。	従来事業者が「異能vation」プログラムは請け負っていたことから、昨年9月頃から始まった「ICTスタートアップリーグ」についても相談したところ、先方は出来ないとお話であった。また、これを踏まえて新たに調整を始めたので、本件契約開始が遅くなったのである。
(有川委員) 「異能vation」プログラムが終了し、本年度から「ICTスタートアップリーグ」プログラムが始まるという過渡期の事業なので、9月頃から着手しているものが1月の契約になったという事情は理解した。ついては、今後も今回と同じ時期での契約にならないよう、受注可能な事業者に対して、できるだけ業務内容の周知を行って頂きたい。	承知した。

(高橋委員) 「異能vation」プログラムについては、過去に当監視会においても俎上に載せたことがある。今回の受注者以外に、このプログラムに関わっていた事業者を御教示頂きたい。	「異能vation」プログラムは委託研究であることから、プログラムの継続性や事業内容の独自性等を考慮して、今回の事業者が長年契約相手先であった。また、これに関連する支援事業等については、他の事業者も参画していた。
(高橋委員) 競争参加の促進という観点から、本件について改善の余地の考察如何。	御指摘のとおり、競争環境という観点からすると改善の余地はあったものとする。尚、令和5年度から始まった「ICTスタートアップリーグ」については、他の事業者にも入札参加への声掛けを行い、令和6年度の関連事業では今回の受注者以外の事業者が落札している。
(高橋委員) 今後も事業を継続していくからには、総務省の事業であるので、総務省として競争環境を維持して、より良い成果を出して頂きたい。	承知した。

【抽出案件2】随意契約（企画競争） (1) 契約件名：携帯料金プラン見直し等の検討促進に関する周知広報事業の請負 (2) 契約相手方：株式会社博報堂 (3) 契約金額：147,620,000円（落札率：100%） (4) 契約締結日：令和6年3月28日 (5) 競争参加者：1者	
意見・質問	回 答
（尾花委員） 予定価格の算出方法について御教示頂きたい。	本件と類似した周知広報事業の事案と参考見積書とを勘案して作成した。
（尾花委員） 今回の企画競争において他者が競争参加を見送った理由として、提案募集期間の観点から入札適否の判断がなされたとのことである。このことは、今後類似案件又は企画競争を行う場合の参考となるのではないか。	今回の企画提案募集期間は22日間であったが、今後類似の案件で提案募集を行う際は、募集期間の延長等対応していきたい。
（尾花委員） 本件企画提案書の評価について、一者応募のときでの評価実施の有無如何。	予め定められた評価基準に従い、複数の外部有識者が提案書の評価を行った。
（片桐委員） 評価を行う外部有識者の中に、今回の応募者の関係者は含まれていないか。	含まれておらず、第三者性は担保されている。
（尾花委員） 第三者性の担保という観点では、外部有識者が所属する事業者又は外部有識者自身が本件応募者とどの程度取引しているかということも、関連情報として必要ではないかと考える。	
（有川委員） 今回の事案において何故一者応募となってしまったのか、もう少し客観的な情報を集めて分析、整理して頂きたい。	承知した。
（有川委員） 参考見積書作成の依頼において、何故一者だけに限定したのか。	直近において広報事業の請負実績があることと時間の関係から一者のみの徴取となった。

(有川委員) 参考見積書の徴取が最終的な予定価格策定にも繋がることから、しっかり見直しを図って頂きたい。 また、企画提案募集時において、予算金額の公表の有無如何。	提案募集において予定限度額を公表している。
(有川委員) 応募者が事前に予算規模を承知している場合、応募者において予定価格の推定がなされてしまい、高落札率での応札となる。よって、参考見積書の徴取先、徴取数及び行政機関内部での精査が重要であり、予定価格策定における丁寧な対応を検討されたい。	承知した。